

# 令和8年度青森市ふれあい農園（市民農園） 利用者募集案内

## 1. 募集内容

募集区画	区画数	年間使用料	利用期間等
個人区画 (1区画 33㎡)	100	3,370円	(期間) 5月1日から11月3日まで (時間) 日の出から日没まで
団体区画 (1区画 100㎡)	10	10,190円	
車椅子利用者区画 (1区画 3㎡)	4	無料	

## 2. 有機栽培等に限定した農園

ふれあい農園内に設置する市民農園の利用者は、環境に配慮した有機栽培等により野菜の栽培を行う方を対象としています。このため、苗や肥料等の資材は利用者に準備いただきますが、一般の化学合成農薬・肥料は使用できません。

※ 植物残さ以外のゴミ(燃えるゴミ、プラスチック類など)は持ち帰りをお願いします。

### 【お申込について】

#### ○申請方法

- ・別紙1「令和8年度青森市ふれあい農園（市民農園）使用許可申請書」に、別紙2「令和8年度市民農園區画図面」を参考に希望区画番号を記入してください。(第1希望から第3希望まで)。
- ・申請書は、FAX・郵送または窓口直接申込により受け付けいたします。

#### ○区画の決定方法

- ・申請書の申込順で使用区画を決定いたします。

※区画の空き状況については、ふれあい農園へお問合せください。  
電話による区画の仮予約はいたしませんので、ご了承ください。

## 3. 申込受付期間

4月1日、8時30分（ファックスは7時30分）から申込を受付いたします。定員になり次第締め切らせていただきますのでご了承ください（先着順）。

申請用紙は、青森市ホームページに掲載するほか、ふれあい農園、駅前庁舎1階総合案内、農業政策課（浪岡庁舎）、各支所、各市民センター、市民図書館、浪岡中央公民館、青森農業協同組合各支店にも設置しています。

## 4. 団体及び車椅子利用者区画について

### (1) 団体区画

会社やサークル、子供会などの団体が対象となります。

(団体の内容により、減免制度もございますので、お問合せ下さい)

### (2) 車椅子利用者区画

車椅子を利用される方が対象となりますが、利用に当たっては介助人が必要となる場合があります。

## 5. 使用料の納付について

市民農園の使用料は、利用開始前にふれあい農園（事務所）へ納付くださいますようお願いいたします。

## 6. 栽培できるもの

利用期間内で栽培及び収穫が終わるものであれば、全て可。（種苗等は自己負担）

※ 区画はすべて、耕起済みの状態でお引渡ししております。

## 7. 貸し農具、栽培指導（無料）

貸し農具として、くわ、鎌、移植ベラ、散水ホース、一輪車が無料で使用できます。

また、農園管理人が栽培方法について無料で指導いたしますので、気軽にお問合せください。

### 【ふれあい農園の主な施設】

#### ① 農産物加工施設

加工体験室：パン、ジャム、笹餅づくりやそば打ち体験ができます。

各種体験講座の開催のほか、随時受付します。（有料、要予約）

加工室：味噌、ケチャップなどの農産加工に使用します。（有料、要予約）

交流室：屋内休憩所として利用できます。（無料）

#### ② 収穫体験農園

カシス、ばれいしょ、さつまいも等の収穫が体験できます。（有料、期間限定）

大人 210 円、小・中学生 110 円

#### ③ ふれあい広場

屋外休憩所としての利用のほか、コンロを持参してバーベキューなどを楽しむことができます。（無料）

#### ④ 駐車場

112 台（うち車椅子利用者専用スペース 10 台）

#### ⑤ トイレ

屋内用と屋外用があり、車椅子用トイレも各 1 ヶ所あります。

### 【お申込み・お問合せ】

### 青森市ふれあい農園

〒030-1261 青森市四戸橋字磯部 243-342

T E L 017-761-3082

F A X 017-761-3083

営業時間 8：30～17：00

休館日 年末年始（12/29～1/3）、

その他にお盆や職員研修のため年 4 日程度休館します。

（その都度、事前に玄関等に張り出してお知らせします。）